官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六）　一
〔法規的告示〕
○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（国土交通二六二）　六
〔官庁報告〕
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二
令和七年度全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　三五
特殊法人等
令和八年度「高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく講習及び技術検定等の実施関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四七
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○国土交通省令第六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十七、第二十七条の二十九第一項及び第三項並びに第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之